

令和6年度第1回狭山市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和6年8月5日（月）
午後1時30分から午後2時40分まで
開催場所 中央公民館 第1ホール
出席者 品田委員、田中委員、吉川委員、福田委員、高木委員、黒米委員、
釣委員、奥野委員、田村委員、後藤委員、篠崎委員、高橋委員、
中野委員
欠席者 菊地委員、遠藤委員、関屋委員、八瀬邊委員、関口委員
事務局 吉村健康推進部次長、堀口保険年金課長、肥田野主幹、関藤主査、
山本主査
傍聴者 0名

【議 事】

会 長 会議録の署名委員については、1号委員の品田委員と3号委員の後藤委員にお願いしたいと思います。

会 長 （1）令和5年度狭山市国民健康保険特別会計決算状況について、事務局の説明をお願いします。

————— 会議資料に基づき説明を行う。 —————

会 長 ただ今の説明について、ご質疑等がありますか。

委 員 収入未済額から不能欠損額にする判断の根拠、また、収入未済額をどのように再請求して、どのように回収計画を立てていますか。

事務局 税の収納については、収税課が行っています。納期まで納税がなかったものについては、まずは督促状を送り、催告をした上で、納税相談等の接触機会を設けつつ、財産状況を調べます。そのう

えで最終的に時効を迎えて、債権を徴収できないものについて不能欠損額という形で債権の徴収を停止します。時効を迎え徴収できないもの、債権の回収の見込みがないものについて状況を判断した上で、収入未済額から不能欠損額にします。単年度でまわしているのです、その年に収入できなかったものについては収入未済額とし、翌年度滞納繰越分として徴収しています。

委員 時効の要件は何ですか。

事務局 保険税は5年の時効があります。催告した場合は止まることはありますが、個人の状況をみて収税課で判断します。財産を持っている方は差し押さえを行っていますが、滞納整理する中で判断しています。

委員 国保世帯数が減少した理由は、狭山市の人口が減少したことでですか。

事務局 狭山市では、世帯数は増えていますが、人口は減っています。高齢化が進んでおり、国民健康保険被保険者から後期高齢者に移行する方が多くおり、それに伴い国民健康保険の世帯数、被保険者数が減少していると考えています。

委員 その傾向は、今後もより進んでいくのでしょうか。

事務局 今、団塊の世代が75歳を迎え国民健康保険を抜けていっている状況です。人口の多い世代だと、一気に国民健康保険を抜けることは、今後も続きます。市の年齢構成にならって同じように動くと考えています。

委員 懸念として、これは国保の収入に関係してくると思います。今後、収入が減っていくなかで、どのようにやっていきますか。

事務局 国民健康保険の課題は、被保険者数の減少と、被用者保険と比

べると所得が少ない被保険者が多いことであるため、単体の保険者として成り立たせるのは難しい状況です。これからも被保険者数の推移をみていく一方で、歳出では1人当たり医療費が上がっているため、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、繰入金を解消するために税の改定をやっていく必要があると考えています。

会 長 葬祭費 225 件の支出がありますが、被保険者数との関係はどうでしょうか。

事務局 国保被保険者数の減少につながっています。

委 員 諸収入の雑入の具体的なものは何ですか。

事務局 資格喪失後の医療費の返還、第三者行為の立て替えた分の求償です。

委 員 傷病手当金の支給件数 8 件は前年度から減少している理由は何ですか。

事務局 令和 5 年 5 月 7 日までの感染または感染疑いが対象のため、令和 5 年度決算では大きく減少しました。

委 員 高額療養費貸付金、出産費資金貸付金について、制度の周知はしていますか。

事務局 高額療養費では、窓口負担が一定額で抑えられるため、後から返ってくるものを先に貸し付ける形ではなくなっています。出産費も同様の制度があるため、事前に貸し付けを申し出る方はほぼいません。

会 長 他にご質疑がないようなので、終了とさせていただきます。

会 長 次に、(2) 令和 6 年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)案について、事務局から説明をお願いします。

————— 会議資料に基づき説明を行う。 —————

会 長 　　ただ今の説明について、ご質疑等がありますか。

委 員 　　基金積立金の金額 93,011 千円になったのは、何か基準があつて積み立てなければならないものですか。その他繰入金が少ないほうがいいと思うので状況をお聞かせいただきたい。

事務局 　　基金積立金の金額 93,011 千円は、決算剰余金から今回の補正に必要な額のシステム改修と保険税の還付金を除いた額を積み立てるものです。基本的に保険給付に必要な額の数%を基金に積み立てるのが望ましいと、以前、国の通知がありましたが、そこまで基金残高がない状況であり、本来なら残金を一般会計に繰り出す必要があると思いますが、国保財政が厳しいため基金に積み立てるものであります。

会 長 　　令和6年度予算がスタートしたが、所管として危機感というか思っていることはありますか。

事務局 　　財政状況は年々厳しさを増しています。例年と比較すると積立金保有残額が少なく、次年度以降の予算編成も厳しい状況です。昨年度、6年度7年度を見越して税率改定を行いました。それ以降、県の指針にならうと法定外の繰り入れはできず、また、被保険者数の減少となるため、保険税率でカバーしていく必要があり、保険財政がますます厳しくなっていく状況にあると思います。

会 長 　　ご質疑がないようなので、終了とさせていただきます。

会 長 　　次に、(3)その他について、何か事務局の方からありますか。

————— 会議資料に基づき説明を行う。 —————

委員　マイナ保険証で受診された方の割合を直近で把握していますか。

事務局　外来レセプトで集計する利用率は、10%程度です。マイナ保険証の報道が出てから、少しずつ上がっています。

委員　12月2日以降、健康保険証とマイナ保険証の両方を受診時にお持ちになった場合、どちらが優先になりますか。医療機関では、健康保険証の内容とマイナ保険証の内容が違うことがあり、そのたびに市役所に確認の電話を入れています。

事務局　マイナ保険証も健康保険証も有効に違いはありませんが、マイナ保険証と健康保険証、どちらを提示するかによって診療報酬が変わってくると思います。個人負担も若干違いがありますので、保険者として、こうしてほしいというのは申し上げられません。

委員　狭山市でマイナンバーカードをもっている人の割合、マイナンバーカードと保険証を紐づけている人の割合は、どのくらいですか。

事務局　狭山市全体のものはお答えできませんが、狭山市国民健康保険では、6割程度の方がマイナンバーカードを登録し有効なものを持っています。先ほど利用率10%程度と申し上げましたが、登録しているがマイナ保険証を使っていない状況になっています。

委員　そうすると、40%近くがマイナンバーカードと保険証を紐づけていない状況ですか。紐づけをするような運動をしますか。

事務局　国の通知に基づいて、今回の保険証の一斉更新のときに、保険証と合わせてマイナンバーの下4桁通知を一緒にしました。マイナ保険証の登録促進の案内とともに、保険証の台紙にマイナンバーの下4桁を掲載し、マイナ保険証の利用促進をしました。利用

率を高める意味で、保険証、納税通知書の案内ではマイナ保険証の利用勧奨をしています。ただマイナ保険証100%になるのはどうしても難しく、被保険者が適切な医療を受けられないという環境は良くありませんので、国の方針に基づき、狭山市では保険証の代わりにする資格確認書を申請によらず交付する予定です。

委員 マイナンバーカードの認証については3年に1回、カードの発行については6年に1回しか受け付けていません。マイナ保険証になった場合、認証については、やはり市役所に来ないと更新できないということなのではないでしょうか。それとも自動的に認証するシステムになるのでしょうか。

事務局 マイナ保険証の登録されている被保険者の情報については、国民健康保険は前年の所得により所得区分の変更等があり、中間サーバーの情報を置き換えて更新しますので、カードが失効されると使えなくなりますが、カードに登録している内容を書き換える作業は必要ないと承知しています。

委員 そうすると、マイナ保険証をもっている人は特に何もなければ、何も手続きもせず、そのまま使える仕組みということでしょうか。

事務局 そういう仕組みです。登録されているデータを置き換えるので、カードを読み替えるものではありません。

委員 3年に1回認証のやり直しというのは、特にE-TAXをやる場合、3年1回書き換えないとE-TAXの受付ができないという状況にあります。それと同じ仕組みでしょうか。それとも6年間、カードをもっている間は大丈夫ということなのではないでしょうか。

事務局 個人認証というものは有効期限がありますので、再登録は必要です。パスワード設定が切れるタイミングで、市民課からパスワード設定のお知らせが届きますので、忘れずにやっていただければ、マイナ保険証はずっと使えます。マイナンバーカードの有効

期限切れが起こってしまうと、マイナ保険証も連携が途絶えます。

委員 データが使えない人が結構います。後期高齢者に多いが、手続きが面倒くさくなると使えなくなる人が多くなると思います。また、保険証とマイナ保険証の二重のやり取りになり、混乱すると思います。保険証が使えないから保険税を払わないという人も出てくる可能性もありますので、国民健康保険の運営が不安定で、先行きが見えない部分があります。

事務局 後期高齢者や施設入所者等、マイナ保険証をお持ちの方でも、12月2日以降、申請書を提出することにより引き続き資格確認書をご利用いただく選択肢があります。資格確認書については、おそらく今後も1年毎に申請によらず発行すると思います。もちろん、マイナ保険証によるメリットもあるので、その方に応じて国も選択の余地を残していますので、市も切り替えを強制するものではありません。

会長 12月施行ですと、9月定例会にかけるのでしょうか。

事務局 後期高齢者のほうは9月にかけてます。国民健康保険は、関係する政令を待っている状況ではありますが、条例案を議会に提出する予定です。

委員 市議会が開けないと緊急専決か。

事務局 議会としては、保険証の廃止を慎重に審議したいと思います。法改正によるものなので専決処分で問題ないと思いますが、近隣市町村の状況を踏まえて、12月議会の先議という方法もありますので、そこは適切に対応したいと思います。

会長 他にご質疑がないようなので、終了とさせていただきます。
以上で議事を終了いたします。では、事務局へお返しします。

———次回の日時等の確認を行う。———

事務局 これで令和6年度第1回狭山市国民健康保険運営協議会を終了します。
皆様、ご審議ありがとうございました。